

労災支給処分の取消訴訟における特定事業主の原告適格が否定された事案

## 国・札幌中央労基署長（一般財団法人あんしん財団）事件

第1審 東京地裁 令和4年4月15日判決（労働判例1285号39頁）

第2審 東京高裁 令和4年11月29日判決（労働判例1285号30頁）

最高裁第1小法廷 令和6年7月4日判決（労働判例1315号5頁）本判決



安西法律事務所 弁護士 木村 恵子

きむらけいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は『安全配慮義務の実務と対応』（編著・労働調査会）など。

本件は、札幌中央労働基準監督署長（以下「Y」という）が、メリット制<sup>1)</sup>の適用を受ける事業主である一般財団法人あんしん財団（以下「X」という）の従業員に対して療養補償給付支給処分等をしたところ、Xが、各処分の取り消しを求めた事案である。

1審は、Xの原告適格<sup>2)</sup>を否定して訴えを却下したのに対して、原審（2審）は、原告適格を認めた。これに対して、本判決は、原判決を破棄してXの原告適格を否定した。最高裁として、労災支給処分決定の取消訴訟における特定事業主の原告適格について判断を示したものであり、実務にも影響があらう。

## 1. 事案の概要

## 1) 当事者

## (1) 訴えた側（1審原告、2審控訴人・最高裁被上告人）

訴えたのは、中小企業における特定保険業等を営むXであり、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という）12条3項に基づく、いわゆる「メリット制」の適用を受ける事業の事業主（以下「特定事業主<sup>3)</sup>」という）である。

## (2) 訴えられた側（1審被告、2審被控訴人・最高裁上告人）

訴えられたのは、国である。

(3) 補助参加した者（補助参加人<sup>4)</sup>。以下「Z」という）

訴えられた側を補助するために参加したのは、Xの従業員である。

## 2) Xの請求の根拠

Xは、自らの事業について業務災害支給処分がなされた場合、労働保険料の納付義務の範囲が増大し直接不利益を被るおそれがあり、行政事件訴訟法9条1項<sup>5)</sup>の「法律上の利益を有する者」にあたるとして、Zに対する療養補償給付支給処分等の取消しを求めた。

## 3) 事実関係等の概要

## (1) 労働保険料の徴収等に関する制度の概要

政府は、労災保険及び雇用保険に要する費用に充てるため、事業主から労働保険料を徴収する。労働保険料のうち一般保険料は、賃金総額に労災保険料率（労災保険率と雇用保険率を加えた額）を乗じて得た額とされ、労災保険率は、すべての適用事業の過去3年間の業務災害等を考慮して厚生労働大臣が基準労災保険率を定める。

特定事業主については、基準労災保険率を基礎に、当該

事業の過去3年間の業務災害による保険給付の額に応じて、次の保険年度の労災保険率を増減させるメリット制が適用される。

## (2) 本件の実事関係

- ① Xに勤務していたZは、業務が原因で精神疾患を発症したとして、療養補償給付及び休業補償給付の各支給処分の申請を行なった。
- ② Yは、Zに対し、平成30年9月14日、療養補償給付を支給する旨、令和元年10月2日、休業補償給付を支給する旨の決定をそれぞれ行なった（以下「本件各処分」という）。
- ③ Xは、YがZに対してした本件各処分の取消しを求めて提訴した。

## 2. 1審判決の要旨

1審判決は、労災保険法は、被災労働者等の法的利益を図ることのみを目的としており、特定事業主は、労災支給処分の取消訴訟の原告適格を有しないとして、却下した。

## 3. 2審判決の要旨

2審判決は、特定事業主は、自らの事業にかかる業務災害支給処分がされた場合、労働保険料の納付義務の範囲が増大して直接具体的な不利益を被るおそれがあるから、「法律上の利益を有する者」にあたり原告適格を有するとして、1審判決を取り消し、原審に差し戻した。

## 4. 本判決の要旨

本判決は、概要、以下のように述べて原判決を破棄し、Xの控訴を棄却して1審判決の結論を正当とした。

「労災保険法は、労災保険給付の支給又は不支給の判断を、その請求をした被災労働者等に対する行政処分をもって行うこととしている…これは、被災労働者等の迅速かつ公正な保護という労災保険の目的に照らし、…、被災労働者等の権利利益の実効的な救済を図る趣旨に出たものであって、特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎となる法律関係まで早期に確定しようとするものとは解されない。<sup>1)</sup>」

また、徴収法は、労災保険率について、労災保険事業の財政均衡を保つことができるものでなければならぬとした上で、特定事業についてはメリット収支率を介して増減し得るものとしている。これは、事業主間の公平を図るとともに、事業主による災害防止努力を促進する趣旨であり、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額を特定事業主の労働保険料の額の基礎とすることは上記趣旨に反する。

以上より、「特定事業について支給された労災保険給付の

うち客観的に支給要件を満たさないものの額は、当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とはならない<sup>2)</sup>ものと解するのが相当である。そうすると、特定事業についてされた労災支給処分に基づく労災保険給付の額が当然に上記の決定に影響を及ぼすものではないから、特定事業の事業主は、「労災支給処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たるということとはできない。<sup>3)</sup>」

「したがって、特定事業の事業主は、…原告適格を有しないというべきである。」

「以上のように解したとしても、特定事業の事業主は、自己に対する保険料認定処分についての不服申立て又はその取消訴訟において、当該保険料認定処分自体の違法事由として、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額が基礎とされたことにより労働保険料が増額されたことを主張することができる<sup>4)</sup>から、上記事業主の手続保障に欠けるところはない。」

## ワンポイント解説

### 1. 行政事件訴訟法9条1項の「法律上の利益を有する者」について

被災労働者等の保険給付請求に対する労働基準監督署長による支給・不支給決定は、行政処分としてなされる。そのため、この決定を争う訴訟手続きには、行政事件訴訟法が適用されるところ、同法は、処分の取消しを求める取消訴訟を提起できる者（原告適格）を、「法律上の利益を有する者」に限定している（同法9条1項）。ここでいう「法律上の利益を有する者」とは、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」と解されており、本件では特定事業主が、かかる立場にあるか否かが争点とされた。この点、本判決は、労災保険給付にかかる処分は、被災労働者等の保護を目的とし、特定事業主の法律関係まで確定する趣旨ではないこと（上記下線①）、労災保険給付のうち客観的に支給要件を満

たさないものは、特定事業主の労働保険料の額の基礎とならないことから（上記下線②）、特定事業主の原告適格を否定した（上記下線③）。

### 2. 本判決の意義

労災支給処分の取消訴訟における特定事業主の原告適格については、従来、下級審において判断が分かれていたところ<sup>6)</sup>、本判決は最高裁として明確にこの点の判断を示した点、及び、特定事業主は、保険料認定処分自体の違法を理由に保険料認定処分を争うことができることを明確にした点（上記下線④）に意義がある。加えて、労災支給決定のなかには、「客観的に支給要件を満たさないものがある」ことを認めた点でも意義があるとの指摘がなされている<sup>7)</sup>。本判決は、労災支給決定がなされていることが、必ずしも業務と傷病発症との相当因果関係を裏付けるものではないことを示唆するものとも解されよう。

1) メリット制とは、労災保険制度において、災害率に応じて一定の範囲内で労災保険料額を増減させる制度。

2) 原告適格とは、民事訴訟法上、一定の権利または法律関係について、原告として訴訟を遂行し、判決を受けることのできる資格。

3) 労働者100人以上の規模等であって労災保険関係が3年以上経過した事業主。

4) 補助参加人とは、他人間の訴訟の結果について利害関係のある第三者が当事者の一方を補助するために訴訟に参加する者。

5) 行政事件訴訟法9条1項「処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む）に限り、提起することができる。」

6) かかる状況を踏まえ、特定事業主が労災保険料認定決定に不服をもつ場合の対応を検討するために、厚生労働省において、有識者による「労働保険料徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」がもたれ、同検討会の報告書（令和4年12月）においても、特定事業主の労災支給処分についての行政不服審査における不服申立適格等は認めるべきではないとされている。

7) 和田一郎 「時言」（労働経済判例速報 2559号2頁）